

霧島市立医師会医療センター改築工事基本設計業務委託に係るプロポーザルの評価基準書

本業務に係る参加表明書及び技術提案書の評価については、参加説明書の内容及び以下により行う。

1 業務実施上の条件

以下の要件のいずれかに該当する場合は、無効若しくは失格とする。

- (1) 管理技術者が、所定の実績及び一級建築士資格取得後 10 年以上の実務経験を有していない場合。
- (2) 意匠（総合）担当の主任担当技術者が一級建築士資格取得後 5 年以上の実務経験を有していない場合。
- (3) 構造担当の主任担当技術者が構造設計一級建築士、一級建築士でない場合。
- (4) 電気、機械の主任担当技術者が設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士又は技術士でない場合。
- (5) 管理技術者及び記載を求めた各主任担当技術者が各 1 名でない場合。
- (6) 管理技術者が記載を求めた各担当主任技術者を兼任している場合。また記載を求めた各担当主任技術者が、他の主任担当技術者を兼任している場合。
- (7) 主たる分担業務分野のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託することとしている場合。
- (8) 協力事務所が、参加申込書の提出期限の日から契約締結する日までのいずれかの日において、指名停止期間である場合。
- (9) その他、設定した条件を満たしていない場合。

2 一次審査（配点 50 点）

（1）資格及び技術力の評価（配点 20 点）

① 専門分野の技術者資格（配点 10 点）

ア 資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
管理技術者	一級建築士	4
意匠（総合）	一級建築士	3
構造	構造設計一級建築士	1
	一級建築士	0.8
電気	設備設計一級建築士	1
	一級建築士	0.8
	建築設備士 技術士	
機械	設備設計一級建築士	1
	一級建築士	0.8
	建築設備士 技術士	

イ 経験年数の係数

分野 \ 係数	1.0	0.8	0.5
管理技術者	一級建築士取得後 15 年以上	一級建築士取得後 12 年以上	一級建築士取得後 10 年以上
意匠主任担 当技術者	一級建築士取得後 10 年以上	一級建築士取得後 7 年以上	一級建築士取得後 5 年以上
構造主任担 当技術者	構造設計一級建築 士取得後 5 年以上	構造設計一級建築士 取得後 3 年以上	構造設計一級建築士 取得後 3 年未満
	—	一級建築士取得後 7 年以上	一級建築士取得後 7 年未満
電気又は機 械主任担 当技術者	設備設計一級建築 士取得後 5 年以上	設備設計一級建築士 取得後 3 年以上	設備設計一級建築士 取得後 3 年未満
	—	設備設計一級建築士 以外の資格取得後 7 年以上	設備設計一級建築士 以外の資格取得後 7 年未満

各専門分野の技術者資格についてア×イを算出した値（小数第2位までとする。）を「専門分野の技術者資格」の評価点とする。

- ② 平成21年4月1日から平成31年3月31日までに契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（配点10点）

管理技術者、意匠（総合）・構造・電気・機械主任担当技術者の同種又は類似業務の実績2件までを下記により評価する。なお、実績がない場合は加点しない。

ア 同種業務又は類似業務の評価表

評価対象 同種又は類似業務の別	管理技術者の実績評価点	主任担当者の実績評価点	
		意匠（総合）	構造、電気、機械
同種業務	4	3	1
類似業務	2	1.5	0.5

イ 携わった立場の係数

管理技術者または同等の立場=1.0

主任担当技術者=0.5

担当技術者=0.25

ウ 所属組織の係数

単独または設計業務共同企業体の代表事務所=1.0

設計業務共同企業体の構成員=0.5

協力事務所=0.25

実績1件毎の評価はア×イ×ウ×0.5で算出した値（小数第2位まで（四捨五入）とする。）とする。2件ある場合は2件の算出値の合計値を「平成21年4月1日から平成31年3月31日までに契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」の評価点とする。

(2) 業務実施方針及び手法の評価

提出された業務実施方針の内容を踏まえ、担当チームによる業務実施方針及び手法について、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。

課題1 (配点 15 点)

評価の着目点	判断基準	各委員の評価				
		A	B	C	D	E
		極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
業務実施方針の的確性・独創性・実現性	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について(評価テーマに対する内容を除く)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	15	12	8	4	1

課題2 (配点 15 点)

評価の着目点	判断基準	各委員の評価				
		A	B	C	D	E
		極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
業務実施方針の的確性・独創性・実現性	建替えによって求められる病院の機能性向上や利便性の向上のため、現状の把握及び市や病院側の意見を集約し、設計を行っていくにあたっての方針及び手法(評価テーマに対する内容を除く)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	15	12	8	4	1

3 二次審査

(1) 技術提案の評価

提出された技術資料、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。

① 業務の理解度及び取組意欲の評価表

評価の着目点	判断基準	
業務の理解度及び取組意欲	業務内容・業務背景・基本構想の理解度、手続の理解度、積極性	目的、条件、内容の理解度
		業務への取組意欲

② 評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性の評価表

評価の着目点	判断基準		
評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	設定したテーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性がとれているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており説得力のある提案となっているか、概算工事費内での実現可能性等）を考慮して総合的に判断する。	的確性	与条件との整合
			事業難易度の考慮
		独創性	工法・手法の提案
			その他、医療センターに特化した提案
		実現性	提案内容の裏付け
			事業費の妥当性

③ プレゼンテーション及びヒアリングにおける対応力等の評価表

評価の着目点	判定基準	
プレゼンテーション及びヒアリングにおける対応力等	プレゼンテーション及びヒアリングにおける担当チームの対応力、説得力等を総合的に評価する。	専門技術力の確認
		質問に対する応答性